

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日は、  
その翌日の翌日)

## 目 次

- ◇ 訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 休猟区の設定  
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 公 告 消防設備士試験の合格者

## 訓 令

### 鳥取県訓令第三号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十五年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の項及び三の項中「布製短靴」

「布製短靴」	一	二二四
エンカ履	一	二二四
ゴム製前掛	一	三六

の交付に  
の交付に  
の交付に  
の交付に

に改め、同表の四の項を次のように改める。

四 守衛長、副 守衛長及び守 衛の職務に従 事する職員	冬服（上衣及びズボン） 合服（上衣及びズボン） 盛夏シャツ（長袖） 盛夏シャツ（半袖） 盛夏ズボン 制帽（冬） 制帽（夏） 外とう 底ゴム張皮短靴	二 二 二 二 二 一 一 一 一	七二 六〇 四八 四八 六〇 四八 四八 四八 四八	図四のとおり 図四及び図五のとおり とおり 図六のとおり 図六のとおり 図七のとおり
--------------------------------------	---	---	--	---

に、 エンカ服	を		別表の一五の項中 作業服(スボン)	「作業服(上衣)」 作業服(スボン)	「作業服(上衣)」 作業服(スボン)	ゴム製半長靴
	防寒ズボン	作業服(スボン)				布製手袋
一 三六	一 三六	二 二四	二 四八	二 四八	二 四八	一 四八
		ズボンのおり	ズボンのおり	ズボンのおり	ズボンのおり	
		果樹試験場 に勤務する 職員に限 る。	果樹試験場 及び野菜試 験場に勤務 する職員に あつては、 員数を三と する。	果樹試験場 及び野菜試 験場に勤務 する職員に あつては、 使用期間を 三六月とす る。	果樹試験場 及び野菜試 験場に勤務 する職員に あつては、 使用期間を 三六月とす る。	

に、 エンカ服	を		別表の一七の項の次に一七の二の項から一七の六の項までとして次のよ うに加える。	「作業服(上衣)」 作業服(スボン)	「作業服(上衣)」 作業服(スボン)	エンカ服
	一七の三 医療 助手の職務の うち主として 医療器具の滅 菌の業務に従 事する職員(男 子)	一七の二 医療 助手の職務の うち主として 医療器具の滅 菌の業務に従 事する職員(男 子)				一六 医療助手 の職務のうち 看護の業務に 従事する職員
一 三六	一 三六	二 二四	二 四八	二 四八	二 四八	一 三六
		帽子	帽子	帽子	帽子	
		果樹試験場 に勤務する 職員に限 る。	果樹試験場 及び野菜試 験場に勤務 する職員に あつては、 員数を三と する。	果樹試験場 及び野菜試 験場に勤務 する職員に あつては、 使用期間を 三六月とす る。	果樹試験場 及び野菜試 験場に勤務 する職員に あつては、 使用期間を 三六月とす る。	

農業試験場  
及び畜産試  
験場に勤務  
する職員に  
限る。

に改め、同表

別表の一九の項中「及び消防防災課」を削り、同表の一九の二の項を次のように改める。

一七の四 医療 助手の職務の うち看護の業 務、検査の業 務及び主とし て医療器具の 滅菌の業務に 従事する職員 以外の職員（ 女子）	作業服（上衣） 盛夏シャツ	二 四八	二 四八	厚生病院に 勤務する職 員を除く。
一七の五 医療 計算士の職務 に従事する職 員（男子）	事務服（上衣）	二 四八	二 四八	厚生病院に 勤務する職 員に限る。
一七の六 医療 計算士の職務 に従事する職 員（女子）	事務服（上衣） 盛夏シャツ	二 四八	二 四八	厚生病院に 勤務する職 員に限る。

別表の二一の二の項中

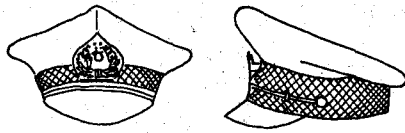
一九の二 用務 主任及び用務 員の職務に従 事する職員の うち整肢学園 に勤務する職 員（女子）	白衣 夏白衣 作業服（ズボン） 盛夏ズボン 四角布 ゴム製半長靴	二 四八 二 四八 二 四八 一 三六	二 四八 二 四八 二 四八 一 三六	図一〇のうちの ズボンのとおり
一九の三 用務 主任及び用務 員の職務に従 事する職員の うち秘書課及 び整肢学園以 外の機関に勤 務する職員（ 女子）	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ 盛夏スカート 四角布 布製短靴 布製手袋 ゴム製半長靴	二 四八 二 四八 二 四八 一 三六 一 三六	二 四八 二 四八 二 四八 一 三六 一 三六	図一〇のうちの 上衣のとおり ズボンのとおり 図二のとおり

別表の一九の二の項の次に一九の三の項として次のように加える。

作業服（上衣）	二 四八	図一〇のうちの 上衣のとおり
作業服（ズボン）	二 四八	図一〇のうちの ズボンのとおり

「に改め、同表中二二の項を削り、二三の項を二二の項とし、同表の図の六の項を次のように改める。

六



帽章



作業服(上衣)	二	四八
図一〇のうちの上衣のとおり	図一〇のうちの子職員にあつては、「一四二のうちの上衣」とする。	図一〇のうちの子職員にあつては、「一四二のうちの上衣」とする。
工業試験場勤務する女子職員に	工業試験場勤務する女子職員にあつては、「一四二のうちの上衣」とする。	工業試験場勤務する女子職員にあつては、「一四二のうちの上衣」とする。

附則

- 1 この訓令は、昭和五十五年九月二十四日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

鳥取県訓令第四号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十五年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表の漁港課の項中「建設係」を「計画係及び建設係」に改め、同表の耕地課の項中「企画調査室、水利防災係、ほ場整備係及び農道係」を「企画係、調査係、水利防災係及び開発係」に改め、同項の次に農村整備課の項として次のように加える。

課	ほ場整備係及び総合整備係の技術職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	一	三六	図一のうちの上衣のとおり
備		作業服(ズボン)	一	三六	図一のうちのスボンのとおり
整		ゴム製半長靴	一	三六	
村					
農					

別表の児童相談所の項中第二号の次に第三号として次のように加える。

三 児童指導員の職務に従事する職員	トレーニングシャツ	二	六〇	
	トレーニングパンツ	二	六〇	

別表の整肢学園の項第四号及び第五号中「理学療法士及び「理学療法士及び理療師」を「理学療法士及び理療師」に改め、同表の鳥取療育園の項第一号及び第二号中「理療師」を「理学療法士及び理療師」に改め、同項の次に消費生活センターの項として次のように加える。

消費生活センター	有害物取扱業務に従事する職員	白衣	二	二四	
----------	----------------	----	---	----	--

別表の病院の項中第七号の次に第八号として次のように加える。

八 電気技師及び機械技師の職務に従事する職員	作業服(上衣)	一	二四	
	作業服(ズボン)	一	二四	
	布製短靴	一	二四	

附則

この訓令は、昭和五十五年九月二十四日から施行する。

告示

鳥取県告示第八百十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区	域	期	間	面	積
左近	岩美郡福部村地内の奥道池谷	福	昭和五十五年	十月一日から	一、六二八ヘ	
休猟区	部停車場線と国鉄山陰本線との交差点を基点とし、同点から同県道を南東に進み、福部村左近から岩美町延興寺に通ずる山道(通称延興寺越山道)に至り、同山道を東		昭和五十八年	九月三十日まで	クータル	

<p>長瀬 休猟区</p>	<p>谷 休猟区</p>	
<p>八頭郡河原町大字布袋地内の県道郡家鹿野気高線と鳥取市と河原町との境界を起点とし、同点から</p>	<p>岩美郡国府町谷地内の県道鳥取国府岩美線と町道麻生高岡線との交差点を起点とし、同点から同町道を北方に進み、町道高岡宝殿線に至り、同町道を東方及び北方に進み、国府町と岩美町との境界に至り、同境界を南東及び東方に進み、県道下木原岩美停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道鳥取国府岩美線に至り、同県道を南西及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>方に進み、福部村と岩美町との境界に至り、同境界を南方に進み、福部村と国府町との境界に至り、同境界を北西に進み、福部村と鳥取市との境界に至り、同境界を北方に進み、国鉄山陰本線に至り、同本線を北東及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	
<p>一、一八〇ヘクタール</p>	<p>八九五ヘクタール</p>	
<p>加茂 休猟区</p>		
<p>八頭郡佐治村加瀬木地内の県道江府中和用瀬線と農道（通称大滝農道）との交差点を起点とし、同点から同農道を南方に進み、同農道の終点に至り、同点から用瀬町江波に通ずる山道（通称江波越山道）を南方に進み、佐治村と用瀬町との境界に至り、同境界を西方及び南西に進み、鳥取県と岡山県との県境に至り、同県境を西方に進み、佐治村余戸から岡山県苫田郡阿波村に通ずる山道（通称阿波</p>	<p>同県道を南方に進み、国道五十三号に至り、同国道を南方に進み、県道鷹狩渡一木線に至り、同県道を南西に進み、県道袖小屋曳田線に至り、同県道を西方に進み、町道湯谷上砂見線に至り、同町道を北西に進み、同町道の終点に至り、同点から鳥取市上砂見に通ずる山道（通称上砂見越山道）を北方に進み、河原町と鳥取市との境界に至り、同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	
<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>九月三十日まで</p>	
<p>一、〇五〇ヘクタール</p>		

<p>若杉山 休猟区</p>	<p>東伯郡三朝町下西谷地内の県道江府中和用瀬線と県道羽出三朝線</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から</p>	<p>二、七〇〇へ クタイトル</p>
<p>牛 臥 休猟区</p>	<p>八頭郡智頭町浅見地内の県道津山智頭八東線と林道浅見線との交差点を起点とし、同点から同県道を南西に進み、国道三七三号に至り、同国道を西方に進み、国道五三号に至り、同国道を北方に進み、智頭町と用瀬町との境界に至り、同境界を東方に進み、智頭町と船岡町との境界に至り、同境界を東南に進み、青木国有林七〇林班の北東端の林班標石一七号に至り、同点から国有林と民有林との境界を南方に進み、林道浅見線の終点に至り、同林道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>二、〇八〇へ クタイトル</p>
<p>上長田 休猟区</p>	<p>西伯郡西伯町下中谷地内の国道一八〇号と町道八五号線との交差点を起点とし、同点から同国道を南方に進み、西伯郡と日野郡との境界(五輪峠)に至り、同境界を北西に進み、鳥取県と島根県との</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>一、四四八へ クタイトル</p>
<p>馬ノ山 休猟区</p>	<p>東伯郡泊村原地内の県道倉吉青谷線と原川の交差点(鹹橋)を起点とし、同点から同県道を南西に進み、東郷池に至り、東郷池の汀線を北西及び西方に進み、橋津川に至り、同橋津川の左岸を北西に進み、日本海に至り、日本海の汀線を東方に進み、原川に至り、同原川を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>一、一七〇へ クタイトル</p>
<p>との交差点を起点とし、同点から同県道羽出三朝線を南東に進み、鳥取県と岡山県との県境(田代峠)に至り、同県境を南西及び北西に進み、県道江府中和用瀬線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>一、一七〇へ クタイトル</p>	

<p>県境に至り、同県境を北方に進み、西伯町入蔵から島根県能義郡伯太町久根に通ずる山道（通称大谷原山道）に至り、同山道を北東に進み、町道八五号線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>一、七八〇ヘクタール</p>
<p>船通山 休猟区 日野郡日南町木谷地内の県道多里伯太線と林道大峠線との交差点を起点とし、同点から同林道を西方に進み、町道滑線に至り、同町道を西方に進み、県道横田多里線に至り、同県道を西北に進み、鳥取県と島根県との県境に至り、同県境を東北及び北方に進み、日南町上阿毘縁から島根県仁多郡横田町船通山部落に通ずる山道に至り、同山道を北東に進み、日南町上阿毘縁から日南町細屋に通ずる山道（通称大谷奥山山道）に至り、同山道を南東に進み、林道船通山線に至り、同林道を東方に進み、林道茶屋谷線の起点に至り、同林道を南方に進み、終点に至り、同終</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>一、七八〇ヘクタール</p>
<p>大河原 休猟区 日野郡江府町御机地内の県道如来原倉吉線と広城農道との交差点を起点とし、同点から同農道を西北に進み、県道金屋谷江府線に至り、同県道を北西に進み、自衛隊道路との交差点に至り、同点から同自衛隊道路を東方に進み、県道大山御机線に至り、同県道を東南に進み、県道如来原倉吉線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>九七〇ヘクタール</p>
<p>折渡 休猟区 日野郡日南町狩屋原地内の県道多里伯太線と狩屋原から宝谷川に通ずる山道（通称虫尾本谷山道）との交差点を起点とし、同点から同県道を北方に進み、県道印賀横田線に至り、同県道を北東及び東南に進み、県道本山伯太線に至り、</p>	<p>昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで</p>	<p>四五〇ヘクタール</p>



同県道を南方に進み、大官橋に至り、大官橋から農道佐木谷線を南西に進み、通称虫尾本谷山道に至り、同山道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第八百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年八月二十七日 鳥取県指令受米土維第七百七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市道笑町四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区土橋町七番一号

日本道路公団広島建設局

局長 村 田 泰 三

公 出

昭和55年 8月27日に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和55年 9月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種1類	盛田 佳裕	大谷 博文	植木 正博	佐々木恒一	下田 福次
	尾坂 智頭	相見 康寛	坂本 友一	谷口 敏弘	谷口 正広
	吉田 雅文	山口 勳	伊坪 吉温	上田 稔	野津 和行
	浜納 寿彦	木嶋 光男	岩成 征任	引田 志信	川本 謙次
	小塚 孝	加来 正年	阿南 健	中塚 照文	西本 伸二
	岡本 秀則	沼本 博	湯浅 俊久	杉尾 繁樹	生田 利秋
	遠藤 哲彦	丸山 繁実	田 秀明	大丸 勝巳	三須 英行
	大田 昭彦	脇坂 和良			
甲種2類	植木 正博	橋崎 隆雄	松下 光徳	安藤 諭	
甲種3類	橋崎 隆雄	高橋 義明	仁井 正一		
甲種4類	橋崎 隆雄				

龜田 和明	盛田 佳裕	山田 常薫	安藤 照雄	平井 薫	乙種 3類	池内 敏幸	柿田 正義	伊東 弘晴	岩佐 和俊	田中 慎祐
浜田 正明	大平 広巳	西村 啓一	田川 義和	武村 正男	乙種 4類	谷口 堯弘	中谷 寿春	福田 昇司	高田 耕一	柴田 信行
大庭 誠	木田 和則	福田 寿美	早瀬 一美	立脇 昇	乙種 5類	宮本 博	清水 和志	岩田 秀夫	森原 実	岩田 正義
前田 武美昭	本部 幸弘	尾坂 智頭	大江 一美	伊坪 吉温	乙種 6類	川口 清博	石田 健	小野武津男	沢田 壽彦	柿田 正義
高橋 義昭	中山 正美	尾崎 孝明	柴治 一	住山 宏爾	乙種 7類	宮本 博	前田 薫	飯塚 勝久	森原 理	柴田 正義
麻木 浩仁	高木 正弘	大橋 憲賢	光男 一	河村 昭	乙種 8類	木本美和子	前田 薫	飯塚 勝久	森原 理	石永 壽一
水谷 次良	高木 正弘	西尾 公夫	勝德 幸雄	越 悦雄	乙種 9類	吉田 誠	草加須己雄	高塚 貴	隱田 節雄	金田 緑
飛村 寿一	大野 賢志	上田 嘉夫	幸雄 幸雄	山本 悦雄	乙種 10類	森岡 晃典	田中 徹	高塚 貴	影山 潔	
門永 伸二	田中 幸夫	真雄 邦夫	重宣 忠夫	長谷川 里司	乙種 11類	池内 敏幸	入江 敏	前田 薫	影山 潔	
坪内 原治	渡辺 均	福光 実	重宣 忠夫	小原 祐二	乙種 12類	東 文典	福田 昇司	高田 耕一	清水 和志	森原 誠治
谷 東貴夫	宮本 啓明	憲吉 博文	規禎 耕吉	石原 輝男	乙種 13類	小林 幸男	西尾 節男	西口 隆之	谷口 清美	浜本 誠治
川田 充広	西村 佳邦	博文 薫	秀明 耕吉	松本 慎治	乙種 14類	木本美和子	真柴 啓一	田中 幸夫	入江 幸史	麻生 正史
湯浅 俊久	松本 勲夫	正憲 薫	秀明 耕吉	田中 浩	乙種 15類	阿部 功	吉田 誠	松本 優	中尾 章史	越 正史
増柴 猛	若木 敏典	井上 薫	秀明 耕吉	原田健太郎	乙種 16類	安倍 英明	竹内 良吉	増田 若次	立野富二雄	石長 雅清
近藤 正介	若木 敏典	井上 薫	秀明 耕吉	原田健太郎	乙種 17類	松本 慎治	荒松 憲昭	西 正徳	湯浅 俊久	下村 雅清
甲種 5類	小林 幸男	四木 忠克	隆之 修	井本 寛順	乙種 18類	田中 浩	安部 実郎	岩田 正徳	湯浅 俊久	下村 雅清
住山 宏爾	幸男 論	大倉 一之	隆之 修	井本 寛順	乙種 19類	大平 広巳	西村 啓一	西尾 義巳	大江 一美	玉谷 哲男
吉田 勝徳	小野武津男	白武 英男	和則 正	仲田 邦治	乙種 20類	坂本謙次郎	山本 誠治	岩田 寿一	宮本 賢志	中野 門永
谷口 利信	千代田 修	入江 幸史	義正	仲田 邦治	乙種 21類	小野武津男	角田 紀文	板倉 邦夫	長谷川 伸	林原 伸二
飛村 寿一	井上 正彦	西 紀之	義正	仲田 邦治	乙種 22類	宮本 啓司	角田 紀文	板倉 邦夫	長谷川 伸	林原 伸二
秋山 裕史	井上 正彦	西 紀之	義正	仲田 邦治	乙種 23類	宮本 啓司	角田 紀文	板倉 邦夫	長谷川 伸	林原 伸二
乙種 2類	井上 正彦	西 紀之	義正	仲田 邦治	乙種 24類	宮本 啓司	角田 紀文	板倉 邦夫	長谷川 伸	林原 伸二
池内 敏幸	井上 正彦	西 紀之	義正	仲田 邦治	乙種 25類	宮本 啓司	角田 紀文	板倉 邦夫	長谷川 伸	林原 伸二

森川	守	木村	正史	影山	山川	矩弘	越原	英明
名嶋	正	田中	秀明	村田三千男	松原	正憲	田中	
中田	伸一	門脇	里志					